

## 指定居宅介護支援契約における《個人情報》の利用について

利用者及び利用者の家族の個人情報の利用について、次に記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することに同意を得て使用します。

### 記

#### 1・使用の目的

居宅介護支援業務による介護サービスの適正かつ円滑な運営管理を図り、利用者の意見及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保する事を目的とします。

#### 2・使用の範囲

- (1) 利用者に係わる居宅サービス計画を立案するための情報提供
- (2) 居宅サービス計画に記載されている介護事業者及び関係者との連携
- (3) 国保連合会へのレセプト（介護報酬）の提出
- (4) 医療関係者・介護保険課・地域包括支援センター・所轄警察署などとの連携
- (5) 損害賠償保険等に係わる保険会社等への相談や届出
- (6) 事業所内での定期会議及び事例検討会
- (7) 介護支援専門員実務研修育成の為に行われる現場研修

千葉県社会福祉協議会より介護支援専門員実務研修生の受入れ要請があった場合において事前に協力のご相談し  
了承を頂けた場合のみ使用します。個人が特定出来る内容が記載してある書面を実習生が持ち帰る等は致しません。

- (8) 事業者発行の通信物、ホームページへの写真等の掲載

本同意書に同意頂いた場合においても、事前に内容等を確認・了承頂けた場合のみ利用させていただきます。

#### 3・使用の条件

個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払います。

上記（7）（8）については、利用を必要とする時に再度、説明し同意を頂いてから使用します。

#### 4・個人情報の内容

個人情報とは、利用者個人及び利用者の家族に関する情報であって、特定の個人が識別されるものをいいます。

#### 5・使用の期間

契約日から契約終了日までとします